

(報道発表資料)

令和6年10月11日
京都市都市計画局
〔担当 まち再生・創造推進室〕
〔TEL 075-222-3503〕

従前制度から交付額2倍に！

らくなん進都産業用地創出奨励金制度の創設

京都市では、平成26年に策定した「らくなん進都まちづくりの取組方針」に基づき、新しい京都の活力を支える南部地域の先導地区として、ものづくり企業の本社や研究開発機能の更なる集積等に向けた取組を推進しています。

この度、らくなん進都における更なる企業集積を推進するため、様々な事情で営農が困難な農地を産業用地として土地利用転換が図れるよう、奨励金制度を創設します。

1 事業の概要

(1) 対象要件

- ・ らくなん進都内の生産緑地地区のうち、営農が困難となっている土地について、産業用地（事務所・研究施設・工場）に土地利用転換（土地の売買又は貸付）をするもの
 - ・ 事業指定の決定から5年以内に工事に着手したもの
- ※ 事業指定の決定の前にすでに生産緑地法第10条に基づく生産緑地の買取りの申出を行っているものについては、対象となりません。

(2) 補助金額

土地の売買	土地の貸付
売却価格の10% (上限3,000万円)	固定資産税、都市計画税相当額 (上限400万円/年を5年)

2 指定申請期間

令和6年10月21日（月）から令和9年3月31日（水）

3 申請の受付及びお問い合わせ先

都市計画局まち再生・創造推進室（らくなん進都担当）

（住所）〒604-8541 京都市中京区
寺町通御池上る上本能寺前町488番地

（電話）075-222-3503

（FAX）075-222-3478

産業用地創出奨励金制度

らくなん進都
営農が困難な農地の
産業用地
への土地利用転換
を支援

受付期間
2024年10月21日
2027年3月31日

土地の売買 売却価格の10% 上限3,000万円	土地の貸付 固定資産税、 都市計画税相当額 上限400万円/年 を5年間
--------------------------------	--

産業用地創出奨励金制度の詳細（リーフレット・各様式ダウンロード等）

につきましては、以下のホームページで御確認ください。

【URL】

<https://www.city.kyoto.lg.jp/tokei/page/0000333204.html>

二次元コードの読み取りはこちら→



(参考) 従前制度との比較表

	新制度(らくなん進都産業用地創出奨励金制度)	従前制度(らくなん進都企業立地促進のための土地所有者奨励金制度) ※
対象	<p>(土地利用転換前) 生産緑地地区</p> <p>(土地利用転換後) ○事務所 [要件無し] ○研究施設、工場 [要件なし] ※主な用途が事務所、研究施設、工場であるものに限る。</p>	<p>(土地利用転換前) 特になし</p> <p>(土地利用転換後) ○事務所 [延べ面積 1,500 m²以上] ○研究施設、工場 [業種要件あり・面積要件なし] ○本社 [要件なし] ○倉庫 [業種要件あり・面積要件なし]</p>
金額	<p>(土地の売却) 売却価格に 0.1 を乗じた額 ※限度額 3,000 万円</p> <p>(土地の貸付) 当該土地に対する固定資産税及び都市計画税相当額の 5 年度分 ※限度額単年度あたり 400 万円</p>	<p>(土地の売却) 売却価格から当該売却価格に 0.05 を乗じた額を差し引いた額に 0.05 を乗じて得た金額 ※限度額 1,500 万円 ただし、売却する土地の面積が 1,000 m²未満の場合は 500 万円</p> <p>(土地の貸付・貸し事務所の新築等) 当該土地に対する固定資産税及び都市計画税相当額の 6 年度分 ※限度額単年度あたり 200 万円</p>
時期	工事着手の確認後	企業の操業確認後

※ 平成 20 年度創設、令和 3 年度から新規受付休止